

総務委員会資料

平成26年2月13日

議案第3号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

教育委員会

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 教員特殊業務手当は、市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</p> <p>(1) 市立高等学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒等を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) 市立高等学校の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において規則で定める。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 教員特殊業務手当は、市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</p> <p>(1) 市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) 市立高等学校等の管理下において行われる部活動等における生徒に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において規則で定める。</p>

【条例改正の効果】

川崎高等学校全日制教諭等（総括教諭・教諭・養護教諭・実習助手）に兼務発令をし、附属中学校の教科指導・教科外指導を行う予定である。「市立高等学校」を「市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校」に改正することにより、川崎高等学校全日制教諭等が中学校生徒のみを対象に業務を行った場合にも、特殊業務手当の支給が可能になるようにする。

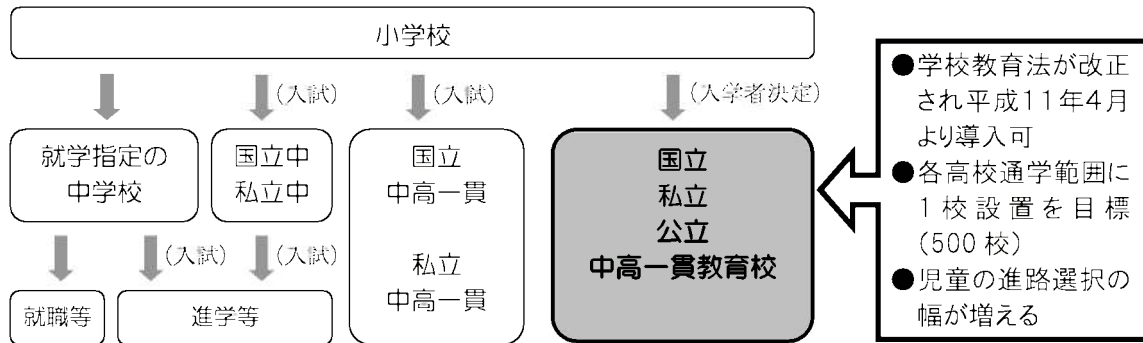
条例区分	規則区分	中学校の管理下にあり、かつ、高等学校の管理下にもある状況において行う（行われる）業務 《中高共同事業》	高等学校の管理下ではなく、中学校の管理下のみにある状況において行う（行われる）業務 《中学校独自事業》 ※ 改正により支給が可能となる業務例
(1) 市立高等学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	現行で支給可	・非常災害時において、中学校生徒に対して、保護の業務を行った場合
	生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	現行で支給可	・中学校独自の活動（校外学習）において、中学校生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務を行った場合 ・放課後において、中学校生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務を行った場合
	生徒に対する緊急の補導の業務	現行で支給可	・中学校生徒に対して緊急の補導の業務を行った場合
(2) 修学旅行、林間学校等において生徒等を引率して行う指導の業務	修学旅行、林間学校、臨海学校等（市立高等学校が計画し、及び実施するものに限る。）のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務	現行で支給可	・引率する中学校教諭が緊急等の理由により引率できず、自然教室に中学校生徒を引率して指導の業務を行った場合
(3) 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務	対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務	現行で支給可	現行で支給可
(4) 市立高等学校の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務	部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導の業務	現行で支給可	・中学校生徒のみが参加する活動日があった場合、部の顧問である高等学校教諭が、中学校生徒に部活動の指導の業務を行った場合
	学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒に対する指導の業務	現行で支給可	・中学校独自の安全的行事において、中学校教諭が緊急等の理由により指導に入れず、急遽、高等学校教諭が中学校生徒に対して指導の業務を行った場合
(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの	現行で支給可	現行で支給可

中高一貫教育校に関する動向

教育改革推進担当

I 中高一貫教育の導入

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、児童や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、中央教育審議会第二次答申（平成9年6月）の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月に成立し、平成11年4月より、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。



II 中高一貫教育の実施形態

中高一貫教育については、児童や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3つの実施形態がある。

①中等教育学校

- 一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの。
- 中等教育学校の入学においては、学力検査は行わず、それぞれの学校の特色に応じて、面接、実技、抽選等の方法を組み合わせて行う。



神奈川県立相模原中等教育学校（相模大野高等学校を再編整備）【平成21年度開校】

神奈川県立平塚中等教育学校（大原高等学校を再編整備）【平成21年度開校】

②併設型の中学校・高等学校

- 高等学校入学者選抜を行わず、同一の設置者による中学校と高等学校を接続したもの。
- 中学校への入学は、中等教育学校に準ずる。

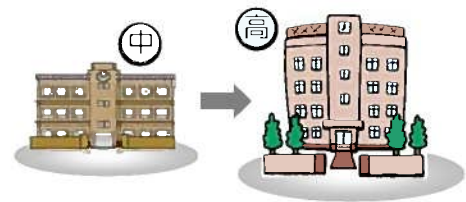


横浜市立南高等学校・附属中学校【平成24年4月開校予定】

川崎市立川崎高等学校・附属中学校【平成26年4月開校予定】

③連携型の中学校・高等学校

- 既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。
- 高校への入学は、面接や実技等、簡便な方法で行う。



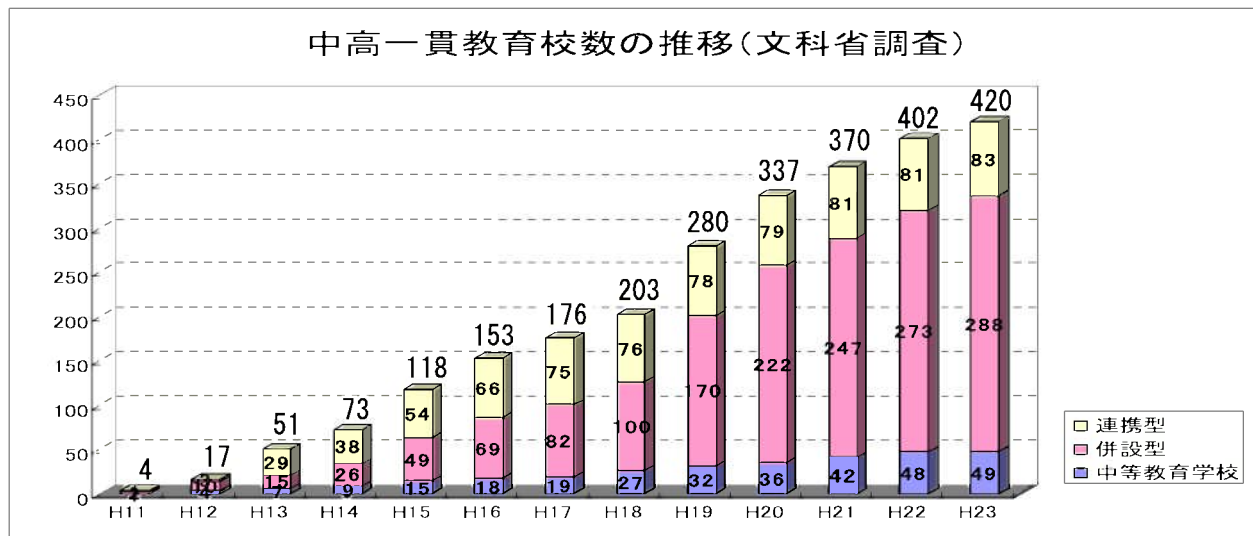
神奈川県立愛川高等学校、愛川町立愛川・愛川東・愛川中原の3中学校【平成22年度より募集】

※前期選抜で、募集定員の20%を3中学校の校長推薦を受けた志願者の中から面接で選考

Ⅲ 全国における中高一貫教育校の設置状況（文科省調査より）

平成23年4月現在420校となっている。

公立の中高一貫教育校が設置されている県は44都道府県であり（未設置県：富山・長野・鳥取）、そのうちの41都道府県においては、複数校が設置されている。



〔平成23年度の設置状況の内訳〕

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公立	28	69	82	179
私立	17	218	1	236
国立	4	1	0	5
計	49	288	83	420

〔平成24年度以降の設置予定〕

公立 13校	○中等教育学校：2校（茨城県、札幌市） ○併設型：8校（山形県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県2、川崎市、横浜市） ○連携型：3校（大阪府、兵庫県、長崎県）
私立 12校	○中等教育学校：1校 ○併設型：11校

Ⅳ 中高一貫教育で期待されること

- 高校入試の影響を受けずに、ゆとりある安定した学校生活を送ることができる。
- 6年間一貫した教育活動の実現が可能となる。
- 継続的に生徒の成長を把握することができ、個々の個性や能力を伸ばすことが一層可能となる。
- 異年齢集団による活動が行いやすくなり、社会性や豊かな人間性を一層育成できる。
- 教育課程編成において認められている特例を活用し、特色ある学校づくりが推進できる。

Ⅴ 川崎市における中高一貫教育導入の経緯

- 平成9年度 中高一貫教育制度の選択的導入の提言（中教審第二次答申）
- 平成10年度 学校教育法等改正→平成11年度より中高一貫教育校導入可
- 平成15年度 「川崎市立高等学校教育振興計画」策定→「新しい視点による学校・学科・学系の創造」
- 平成16年度 「川崎市中高一貫教育検討委員会」設置
- 平成17年度 「川崎市における中高一貫教育の在り方について」報告書完成→導入の提言
- 平成19年度 「市立高等学校改革推進計画」策定→教育振興計画の具体化による中高一貫教育導入の明示
※老朽化著しい川崎高校において中学校を新設し、併設型の中高一貫教育校（生活科学科・福祉科は現行どおり併設）及び二部制定時制課程（専用教室を設置して昼間部・夜間部を開設）を有する学校として改築する。
- 平成20年度 「かわさき教育プラン」第2期実行計画重点施策に位置づけ
「基本構想準備委員会」設置
- 平成21年度 「基本構想検討委員会」設置→基本構想まとめ
「川崎高等学校及び附属中学校整備基本構想」策定
- 平成22年度 基本・実施設計着手
- 平成23年度 改築工事開始（新校舎建設は平成24年7月～）
- 平成25年度 2月竣工 平成26年7月末完成予定（平成26年2月13日現在）
- 平成26年度 4月開校 ※高校1年級募集開始は29年度より（31年度より全日制普通科は全校中高一貫生）

川崎市立中高一貫教育校の概要

教育改革推進担当

I 再編整備

- 【再編対象校】 川崎市立川崎高等学校
- 【設置場所】 川崎市川崎区中島3-3-1
- 【学校名称】 川崎市立川崎高等学校、川崎市立川崎高等学校附属中学校
- 【開校年度】 2014(平成26)年度
- 【学校規模】 1,640名

《学級数の変遷と生徒数》

課程・科	年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	学級生徒数	学年生徒数	生徒数	備 考
		(平成25年度)	(平成26年度)	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)				
全日制 普通科	3年	4	4	4	4	4	4	4	40	160	480	平成29年度より1学級募集 附属中からは無選抜で進学
	2年	4	4	4	4	4	4	4	40	160		
	1年	4	4	4	4	3+1	3+1	3+1	40	160		
附属中学校	3年	—	—	—	3	3	3	3	40	120	360	平成26年度より募集開始 全日制普通科へは無選抜
	2年	—	—	3	3	3	3	3	40	120		
	1年	—	3	3	3	3	3	3	40	120		
全日制 生活科学科	3年	1	1	1	1	1	1	1	40	40	120	これまでと変更なし
	2年	1	1	1	1	1	1	1	40	40		
	1年	1	1	1	1	1	1	1	40	40		
全日制 福祉科	3年	1	1	1	1	1	1	1	40	40	120	これまでと変更なし
	2年	1	1	1	1	1	1	1	40	40		
	1年	1	1	1	1	1	1	1	40	40		
定時制 普通科昼間部	3年	—	—	—	2	2	2	2	35	70	280	平成26年度より募集開始
	2年	—	—	2	2	2	2	2	35	70		
	1年	—	2	2	2	2	2	2	35	70		
定時制 普通科夜間部	3年	2	2	2	2	2	2	2	35	70	280	これまでと変更なし
	2年	2	2	2	2	2	2	2	35	70		
	1年	2	2	2	2	2	2	2	35	70		

- 【複合施設】 南部地域療育センター
利用定員80名(知的障害児通園40名、肢体不自由児通園40名)

II 教育理念

【学校づくりの視点から導く教育理念】

- ①基礎・基本の確実な定着と一人一人の生徒の個性や適性を重視し、進路実現を図る。
- ②幅広い国際感覚と豊かな人間性や社会性の涵養を重視する。
- ③本市の地域の特性を生かし、本市の教育の特色を基盤とした教育活動の展開を重視する。
- ④中高一貫教育の特色や利点を最大限に活用した系統的な教育活動の展開を重視する。

【育てたい生徒像】

- ①自らの能力と個性を伸ばす高い志をもち将来の進路希望の実現に向けて主体的に学ぶ生徒
- ②表現力やコミュニケーション能力を養い、多文化共生の視点をもって国際社会で活躍する生徒
- ③豊かな感性や人権感覚を身に付け共に支え生きる社会の担い手として活躍する生徒

【目指す学校像】

- ①体系的で一貫した教育で「生きる力」を育む学校
- ②生徒一人一人の進路希望が実現する学校
- ③国際的視野を育む学校
- ④生徒相互が主体的に交流し、活力のある学校
- ⑤個性の伸長と豊かな人間性を育む学校
- ⑥中高一貫性を重視する学校

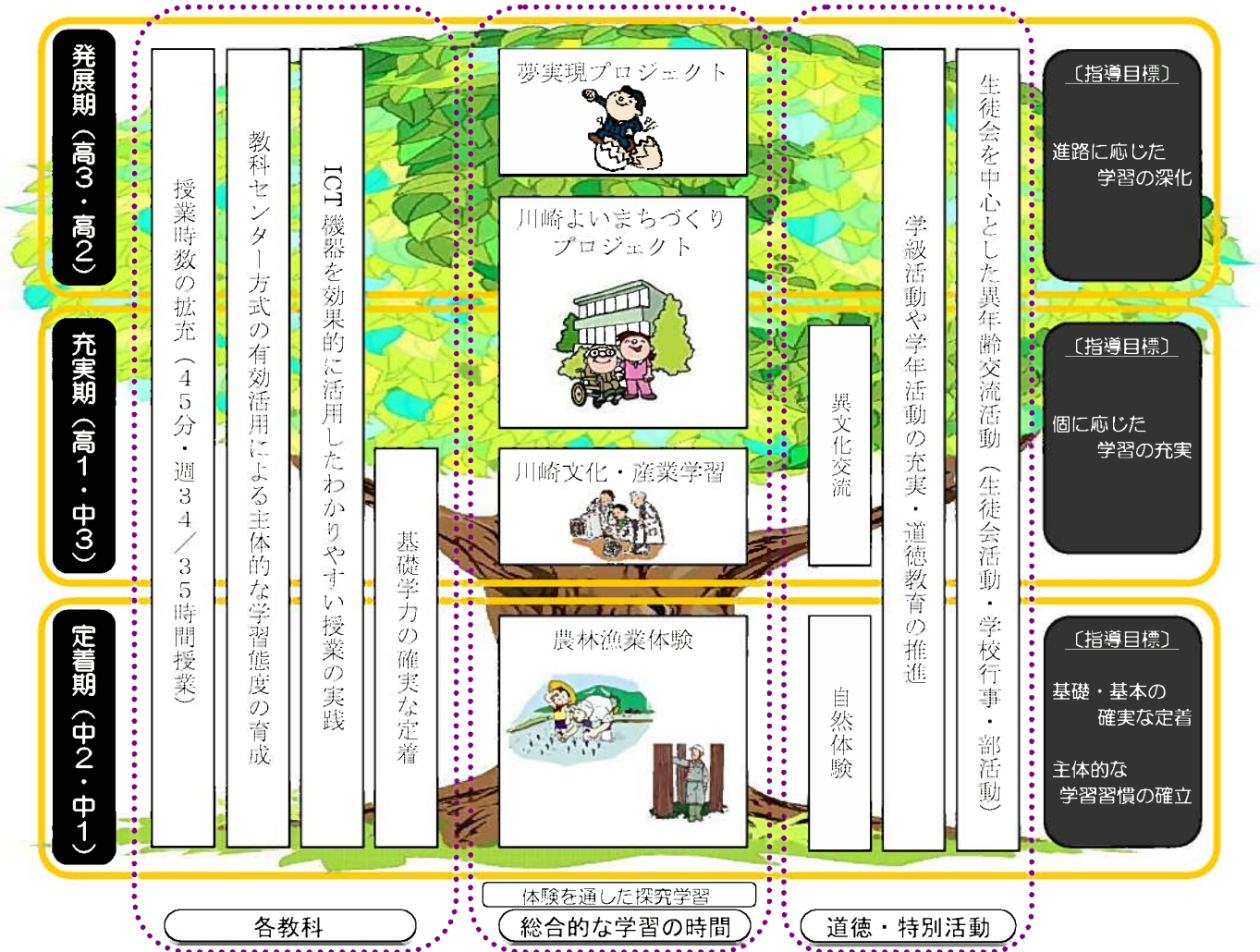


Ⅲ 教育課程

【教育課程編成の基本方針】

- 基礎・基本の充実と学力の向上を大切にする。
- 6年間一貫した編成をする。
- キャリア教育の充実を図る。
- 国際理解教育の充実を図る。
- 課題解決能力、プレゼンテーション能力、人間関係形成能力の育成を目指す。
- 豊かな人間性や社会性の育成を目指す。

【6年間の学びのデザイン】



【農林漁業体験】(中1・中2)

事業者とのふれあいを大切にしながら、年間を通じた体験を行う。農業・林業・漁業・花卉栽培等の体験を切り口として、日本の産業、食や生命、さらには物流や加工、第一次産業に関する最先端テクノロジー等について考え、探究する機会をもち、その後の学問や研究にもつなげていけるようにする。

【川崎文化・産業学習】(中3)

川崎市に関連した、音楽、スポーツ、ものづくり、科学、環境、遺跡、郷土、生活、安全、福祉、産業、物流、文化交流、国際交流、市政…など、教科と関係がある内容について個人でテーマを設定し、探究していく。テーマに関連した職場や事業所で実際に体験を通して学ぶ機会も設定する。

【異文化交流】(中3・高1)

中学校3年間で学習した成果を発揮することができるとともに、国際的な視野を広げ、豊かな人間性や社会性を育むことのできる学習の機会を設定する。

【川崎よいまちづくりプロジェクト】(高1・高2)

中3で学習する「川崎文化・産業学習」を踏まえ、「川崎市」という題材を通して世の中を見る目を養い、よりよいまちづくりを目指して積極的な社会参加を興えようとする意識を育む。市民教育の一環としてとらえ、市役所や研究施設、大学等との連携を図って川崎市のよりよいまちづくりに参画することも考える。職場体験との関連も図る。生徒一人一人にとって、その後の学問や研究にも生かせるようにする。

【夢実現プロジェクト】(高3)

5年間の学習を踏まえて自分の学びたい分野を決定し、自分の希望進路に向けて学習を深める。